

## 令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. プロポーザルの概要

#### (ア) 業務名

令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務

#### (イ) 業務内容

別紙「令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務仕様書」による

#### (ウ) 履行期間

機 器 更 新：契約締結日～令和 7 年 1 2 月 1 5 日

サービス利用：機器更新完了後～令和 8 年 3 月 3 1 日まで（※）

#### (エ) 予算額

それぞれ以下の金額以内（消費税及び地方消費税含む。）

機 器 更 新 費： 8, 5 0 0, 0 0 0 円

サ ー ビ ス 利 用 費： 1, 4 5 0, 0 0 0 円（1 年あたり）

※原則として以降 5 年間にわたり、単年度契約を継続して締結するものとする。

ただし、業務の性質や状況の変化等により、契約内容の変更または契約を途中で終了する必要がある場合は、当事者双方で事前に十分な協議を行うものとする。

### 3. 事務局

隠岐の島町役場 総務課 情報システム係

住所

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号

代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8572

E-mail [inf-sys@town.okinoshima.shimane.jp](mailto:inf-sys@town.okinoshima.shimane.jp)

4. 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により最優秀提案者（優先交渉権者）を決定し、当該提案者と契約条件について協議・調整を行った上で、予算の範囲内で合意に達した場合に契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点評価者との交渉に移行する。

5. 参加資格

(ア) 単体企業の場合

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- ② 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
  1. 親会社と子会社の関係
  2. 親会社を同じくする子会社同士の関係
  3. 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
  4. 前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ⑦ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（P マーク）又は ISO/IEC27001 に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること（業務に必要な範囲の取得を行っていること。）
- ⑧ 過去 5 年間で、官公庁（国、都道府県、市町村）において導入実績があり、現在も稼働していること。また、それらの運用・保守業務を行っていること。

(イ) 共同企業体の場合

本プロポーザルは共同企業体による参加を可能とする。

共同企業体での参加に当たっては、上記「(ア) 単体企業の場合」に掲げる要件を

## 資料 2

全て満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は 2 者または 3 者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結しなければならない。ただし、上記「(ア) 単体企業の場合」の⑦については、ログ管理を実施する事業者のみの取得でよいものとする。

- ① 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務比率が構成員中最大とすること。）
- ② 構成員の出資比率は、次のとおりとすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が下記に準じる事。）
  1. 2 者の場合 30%以上
  2. 3 者の場合 20%以上
- ③ 構成員は共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本業務の提案者として参加していないこと。

### 6. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。

共同企業体での参加の場合は、構成員のいずれかが該当した場合は、共同企業体として該当したものとみなす。

(ア) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合

(イ) 虚偽の内容が記載されている場合

(ウ) その他本実施要領に違反すると認められる場合

(エ) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合

(オ) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(カ) 契約を締結するまでの間に「5 参加資格」の第 2 号の資格要件を有しなくなった場合

## 資料 2

### 7. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次の通りであり、第2次審査以降の日程については変更する場合がある。

	項目	日程
第1次審査	募集の公告（実施要領等の配布）	R7. 6. 20(金)
	参加表明書の受付期間	R7. 6. 20(金) ～ R7. 7. 8(火) 午後5時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	R7. 6. 20(金) ～ R7. 7. 2(水) 午後5時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	R7. 7. 4(金)
	第1次審査結果発表（通知）	R7. 7. 10(木)
第2次審査	企画提案書提出期間	R7. 7. 11(金) ～ R7. 7. 28(月) 午後5時
	企画提案書等に関する質問書受付期間	R7. 7. 11(金) ～ R7. 7. 22(火) 午後5時
	企画提案書等に関する質問書の回答期限	R7. 7. 24(木)
	第2次審査（ヒアリング）	R7. 7. 31(木)
	結果の通知（発送）	R7. 8. 4(月)

### 8. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロード可能。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

(ア) 公告文

(イ) 令和7年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル実施要領

(ウ) 令和7年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル評価要領

(エ) 令和7年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル参加表明書等作成要領

(オ) 令和7年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル企画提案書等作成要領

(カ) 令和7年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務仕様書

(キ) 各様式

9. 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第 2 号）により提出すること。

(ア) 提出期限 【参加表明書等に関する質問】 令和 7 年 7 月 2 日(水)午後 5 時(必着)

【企画提案書に関する質問】 令和 7 年 7 月 22 日(火)午後 5 時(必着)

(イ) 提出先 事務局

(ウ) 提出書式 質問書（様式第 2 号）

(エ) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又は FAX による質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。

(オ) 回答期限 【参加表明書等に関する質問】 令和 7 年 7 月 4 日(金)

【企画提案書に関する質問】 令和 7 年 7 月 24 日(木)

(カ) 回答方法 【参加表明書等に関する回答】 隠岐の島町ホームページに掲載

【企画提案書に関する質問】 電子メールにて企画提案書提出者に送信

10. 参加表明書等の提出

(ア) 提出期限 令和 7 年 7 月 8 日(火) 午後 5 時 (必着)

(イ) 提出先 事務局

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(エ) 提出書類 (各 1 部)

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 会社概要書（様式第 3 号）

③ 業務実績書（様式第 4 号）

④ 予定技術者調書（管理・担当）（様式第 5 号）

⑤ 業務実施体制調書（様式第 6 号）

⑥ 管理責任者、担当者の雇用を証明する書類等（雇用証明書、健康保険証等）の写し

⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から 3 カ月以内のもの。写し可）

⑧ プライバシーマーク取得証の写し又は ISMS 取得証の写し

⑨ 共同企業体の協定書、もしくは覚書（共同企業体のみ）

(オ) 作成方法

令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル参加表明書等作成要領を参照し、作成すること。

(カ) 共同企業体の参加の場合

①～⑦について、構成員それぞれの書類を提出すること。⑧について、ログ管理を

## 資料 2

行う構成員の書類のみを提出すること。⑨について、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書（代表構成員及び構成員の記名押印した書面）を作成し、提出すること。書式は任意とする。

### 11. 第 1 次審査【資格審査・書類審査】

(ア)参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。

(イ)第 1 次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者には、電子メールで通知する。

また、第 2 次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。

(ウ)第 1 次審査の評価基準は、次のとおりとする。

① 参加資格及び適格要件を満たしているか

② 必要書類・記載事項が整っているか

(エ)応募者が 5 者以上になった場合は、下記の項目で上位 5 者を選定する者とするものとする。審査項目と配点割合、評価点数は、次のとおりとする。

No	評価項目	評価の着眼点	評価点
1	業務実績	・同種業務の受注実績数を基準に採点する 人口規模及び、離島・へき地であるなど隠岐の島町に類似する自治体での実績は更に加点する。 ※参加表明を提出した会社（支社含む）の実績。 もしくは共同企業体代表企業の実績及び共同企業体のうち 1 社の実績の合計とする。 ※加点要素含め最大で 15 点とする	15
2	業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や従事者の実績・能力等、実施スケジュールの妥当性を評価する	5
合計			20

(オ)審査委員会第 1 次審査結果発表（通知）

審査結果発表（通知） 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）

### 12. 企画提案書等の提出

(ア)提出期限 令和 7 年 7 月 2 8 日(月) 午後 5 時（必着）

(イ)提出先 事務局

(ウ)提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし、併せて電子データ 1 式を CD-R 又は DVD-R に保存し提出すること。

(エ) 提出書類

- ① 企画提案提出書（様式第 7 号） 1 部提出
- ② 企画提案書（任意様式）
  1. 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）
  2. 原則 A 4 サイズ、縦長片面で 10 枚以内とする。  
A 3 サイズを使用する場合は、A 4 サイズ 2 枚分と換算する。
  3. 文字サイズは 10.5 ポイント以上。
  4. カラー可、図、絵、写真等の使用は可。
- ③ 業務工程表
  1. 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）
  2. 様式自由。ただし、A 3 サイズ、横長片面で 1 枚以内。
- ④ 初期構築費見積書
  1. 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）
  2. 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
  3. 企業名有の見積書は宛先を隠岐の島町長とすること。
- ⑤ 年間運用・保守費見積書
  1. 7 部提出（6 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）
  2. 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
  3. 企業名有の見積書は、宛先を隠岐の島町長とすること。

13. 第 2 次審査【プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング】

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は採点を行わない。

(ア) 開催日 令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後（予定）

(イ) 場所 隠岐の島町役場本庁 3 階 303 会議室（予定）

(ウ) 時間構成

プレゼン等の時間は 1 提案者 35 分程度とし、準備時間に 5 分、プレゼンテーション 20 分程度、審査委員からのヒアリングを 10 分程度とする。

なお、準備が完了した時点から説明時間を開始する。よって準備を 5 分以内に完了しても、説明時間が増えるわけではないことを念頭に置くこと。

(エ) 参加方法

現地もしくは Web 会議システムを使用したリモート参加  
(リモート参加による減点はない)

## (オ)留意事項

- ① プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は4名以内（パソコン操作員含む）とする。
- ② 共同企業体での参加の場合、出席者は企業体全体で4名までとする。
- ③ プレゼン等に出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- ④ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。モニター類は事務局が用意するが、その他の機器は各自で用意すること。
- ⑤ Web 会議システムでの参加の場合、加えて以下を留意すること。
  1. Web 会議システムは参加者側が用意すること。
  2. 隠岐の島町側の機器の準備及び操作は事務局でおこなうものとする。
  3. リモート参加の場合は開催日の2開庁日前までにその旨を事務局へ通知し、参加のための URL・ID・パスワード等をメールにて送付すること。
  4. Web 会議システムは Zoom・Teams のいずれかを使用すること。
  5. 参加者はそれぞれ別の PC にて Web 会議に参加すること。また、カメラ・マイクは常に ON にし、プレゼン中は画面外に出ないこと。
  6. 現地参加とリモート参加の併用は不可とする。
  7. 録画・録音などは不可とする。
  8. 背景画像や表示名等により企業名が明らかにならないよう留意すること。
  9. その他、無関係な人物等の映り込み、音かぶりがないよう十分に留意すること。

## 14. 審査

## (ア)審査委員会

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

## ◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 総務課長
委員	隠岐の島町 危機管理室長
委員	隠岐の島町 商工観光課長
委員	隠岐の島町 五箇支所長
委員	隠岐の島町教育委員会 社会教育課長

資料 2

(イ) 第 1 次審査 (資格審査・書類審査)

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(ウ) 第 2 次審査 (企画提案書審査・プレゼンテーション・デモンストレーション)

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(エ) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(オ) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

No	評価項目	評価基準	評価点
1	1 次審査	—	20
2	機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスポイント機器仕様要件のうち、特に有効伝送距離、同時接続端末数については要件を超える仕様を有しているか。</li> <li>・過去の実績から、機器の信頼性は十分なものであるか。</li> </ul>	5
3	サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを接続するまでの課程において、初めての利用者や操作に不慣れな利用者でもわかりやすい画面・簡単な手順であるか。</li> <li>・多くの人々が利用できるよう、多彩な認証方法が用意されているか。</li> </ul>	10
4	運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生時のサポート対応は十全に行われるか。</li> <li>・ログの提出を警察等から求められた際の対応はどうなっているか。</li> <li>・問合せ窓口の体制及び対応可能時間帯はどうなっているか。</li> <li>・各種設定 (利用回数・時間・災害時モードへの自動切替えの条件等) の変更は容易に可能か。</li> <li>・公衆無線 LAN の利用状況等の確認は容易に可能か。またデータ集計等の機能は付与されているか。</li> </ul>	30
5	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様がない独自の提案・工夫が見られるか。</li> </ul>	15
6	価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器更新費及びサービス利用費それぞれで事前に定義した採点表と照らし合わせて採点する。</li> <li>※機器更新費及びサービス利用費それぞれ最大で 10 点とする</li> </ul>	20
合計			100

## 資料 2

### 15. 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

### 16. 業務委託契約の締結

(ア) 町は、最優秀者に対し、「隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務」の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。

(イ) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合に、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

### 17. その他事項

(ア) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。

(イ) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。

(ウ) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。

(エ) 提出書類は、返却しないものとする。

(オ) 審査内容の詳細や個別の評価に関する問い合わせには応じない。

(カ) 提案の骨子や主要なコンセプトを尊重し、契約後の協議により業務仕様の詳細を確定する。